事 務 連 絡
令和８年 10 月 19 日

北海道農政部長　殿

農林水産省農村振興局整備部設計課
施工企画調整室長

建設資機材の需給の状況を踏まえた適切な工期について

令和８年台風第 25 号をはじめとした災害に係る災害応急対策や復旧工事が増加している中で、建設資機材の需給の安定が重要となる。

特に被災地においては、建設資材として使用される生コンクリートについて、原材料となる骨材の調達が困難な状況が生じているところである。

これを踏まえ、土地改良事業等の工事における建設資機材の需給の状況を踏まえた適切な工期の取扱いを下記のとおり定めたので、参考までに送付する。なお、本通知は各地方農政局農村振興部長にも通知している旨、御了知願いたい。

また、貴職から関係市町村等宛に参考送付をお願いする。

記

１　受注者から、生コンクリートをはじめとした建設資機材の納期の遅延等を理由として工期延長の請求があった場合には、受発注者間で協議を行った上で、必要があると認められるときは、工期を延長するとともに、その際に必要となる経費の計上を行うこと。

２　建設業法第１９条の５（著しく短い工期の禁止）により、受注者の責めに帰すことができない状況が発生しているにもかかわらず注文者が適切な工期延長やそのための協議に応じない場合や、著しく短い工期を設定する場合には、同法に違反するおそれがあることに留意すること。